

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①広域的な障がい者サービスの拡充

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供することを求める。そこで広域的な地域生活支援事業として、1) 研修および啓発活動、2) 障がい者や家族などの活動に対する支援事業、3) 後見制度に関する人材の育成や研修事業、手話通訳などの養成事業を追加および補強すること。

（回答）

大阪府では、平成 24 年 3 月に策定した「第 4 次大阪府障がい者計画」に基づき、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるように取り組んでいます。

都道府県が実施主体となっている地域生活支援事業では、サービス提供者等のための養成研修事業として、障がい福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、居宅介護従業者等養成研修や手話通訳者養成研修等を実施しています。

手話通訳者の養成については、聴覚に障がいのある方々にとって、手話は重要なコミュニケーション手段であり、社会参加を促進する上で、必要不可欠なものであると認識しており、手話通訳に関する専門的な知識や、聴覚障がい者に対する深い理解を持った手話通訳者を多く養成し、府内各地域での通訳活動を促進するため、手話通訳者養成研修事業を実施しています。

今後も継続して、人材養成の重要性を認識しながら、研修事業を行ってまいります。

一方、市町村が実施主体の地域生活支援事業として、成年後見制度利用支援事業や地域活動支援センター機能強化事業等が必須事業とされています。

よって、府内の各市町村は、地域の実情に応じ、障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る地域活動支援センターを設置しています。

また、平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、知的障害者福祉法に「後見等に係る体制の整備」が盛り込まれました（平成 25 年 4 月 1 日施行）。これを受けて、平成 25 年度より、市町村地域生活支援事業の必須事業に、市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修が追加される予定です。

障がい者への正しい理解を求める啓発活動では、これまで、市町村と連携して、大阪ふれあいキャンペーン等の取り組みを実施してきましたが、平成 25 年 4 月から施行される障害者総合支援法においては、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業が市町村地域生活支援事業の必須事業として追加されることとなっています。よって、市町村において本事業が適切に実施されるよう、各市町村への指導・助言等を行ってまいります。

大阪府としては、引き続き、広域的、専門的な観点から、障がい者施策に取り組んでいく

とともに、地域生活支援事業、特に、地域活動支援センターの運営をはじめとする市町村地域生活支援事業については、継続的、安定的な事業実施を図るためには、より確実な財源措置が必要であることから、国に対して要望を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課・自立支援課・地域生活支援課